南部大阪都市計画羽衣及び高師浜西部地区地区計画の概要

（１）地区計画の方針

<table>
<tr><td colspan="2">名　　称</td><td>羽衣及び高師浜西部地区地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">位　　置</td><td>高石市羽衣２丁目、羽衣４丁目、高師浜２丁目、<br>高師浜４丁目の各一部</td></tr>
<tr><td colspan="2">面　　積</td><td>約 29.7ha</td></tr>
<tr><td rowspan="3">区域の整備・開発・保全に関する方針</td><td>地区計画の目標</td><td>本地区は、風致地区の指定がされてきた住宅地であったが、経年による宅地開発等の進行に伴い小規模戸建住宅地が増加している上に、海岸沿いに位置することから、東海・東南海・南海の連動型地震における津波被害の想定がされている区域である。また、高石市都市計画マスタープランでは、「災害に強いまちづくり」を促進するとされていることから、風致地区を廃止及び用途地域の変更による建築物の規制緩和により、地震・津波に強い建築物への建替えの促進を図るとともに、本地区計画により緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする。</td></tr>
<tr><td>土地利用の方針</td><td>東海・東南海・南海の連動型地震等における津波浸水の被害が想定される当地区は、地震・津波に強い構造の建築物の建築を促進するとともに、緑地の保全及び緑化の推進を図る。</td></tr>
<tr><td>建築物の整備の方針</td><td>民有地等における緑地の保全及び緑化の推進をするため、建築物の緑化率の最低限度において必要な基準を設ける。</td></tr>
</table>

（２）地区整備計画

<table>
<tr><td rowspan="1">地区整備計画</td><td>建築物等に関する事項</td><td>建築物等の緑化率の最低限度</td><td>10 分の 2</td></tr>
</table>
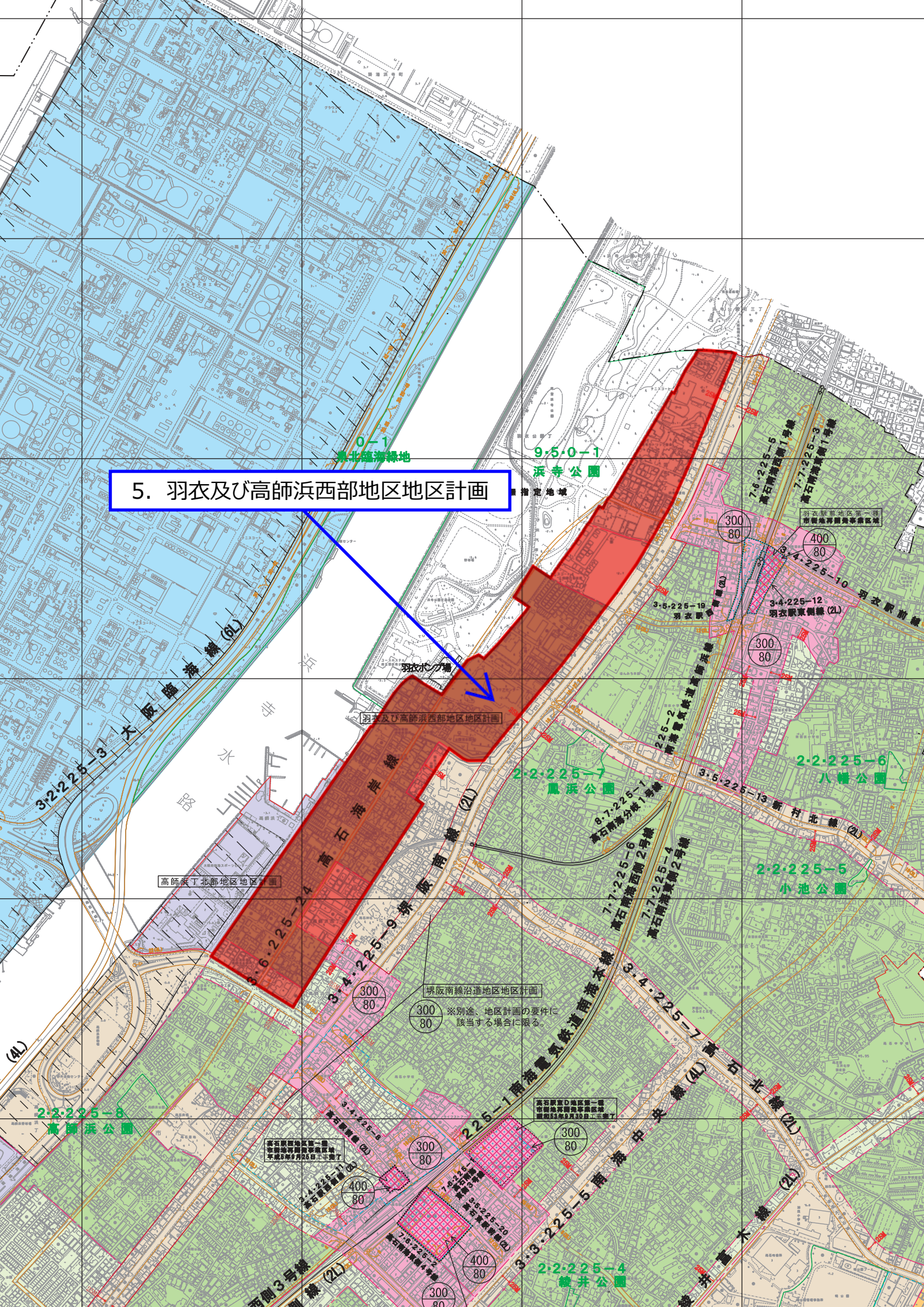
# 5．羽衣及び高師浜西部地区地区計画